

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成20年3月28日京都市条例第47号) (総務局人事部給与課)

諸般の状況により、退職手当の支給に係る端数計算の方法を次のとおり改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
退職手当の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げる。	退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用することとしました。

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第47号

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「1,000円未満」を「1円未満」に、「1,000円に切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)